

第1回呉市・下蒲刈町合併協議会次第

平成14年4月4日(木)10時
すこやかセンターくれ1階 多目的ホール

1 開 会

2 挨拶 呉市長 小笠原 臣 也
下蒲刈町長 竹 内 弘 之
呉地域事務所長 加賀美 和 正

3 委員紹介(選任辞令交付)

4 報告事項 報告第1号 呉市・下蒲刈町合併協議会規約について
報告第2号 呉市・下蒲刈町合併協議会財務規程について
報告第3号 呉市・下蒲刈町合併協議会事務局規程について
報告第4号 呉市・下蒲刈町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規
程について
報告第5号 呉市・下蒲刈町合併協議会会議傍聴規程について
報告第6号 任意協議会での協議内容について

5 議 案 議案第1号 平成14年度呉市・下蒲刈町合併協議会予算について
議案第2号 呉市・下蒲刈町合併協議会運営規程について

6 協議事項 協議第1号 法定協議会での協議事項について
協議第2号 今後のスケジュールについて

7 意見交換

8 挨拶 呉市議会議長 岩 原 棕

9 閉 会

第1回呉市・下蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

会 長	呉 市 長	小 笠 原 臣 也
委 員	呉 市 助 役	川 崎 初 太 郎
委 員	呉 市 助 役	赤 松 俊 彦
委 員	呉 市 議 会 議 長	岩 原 椋
委 員	呉 市 議 会 副 議 長	荒 川 五 郎
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	中 田 清 和
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石 崎 元 成
委 員	呉商工会議所 専務理事	岩 城 公 順
委 員	呉市自治会連合会理事	吉 井 光 廣
委 員	呉市女性連合会副会長	三 戸 光 子

(下蒲刈町)

副会長	下 蒲 刈 町 長	竹 内 弘 之
委 員	下 蒲 刈 町 助 役	杉 原 裕
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 議 長	花 浦 照 広
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 副 議 長	船 田 孝 敏
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会委員長	船 田 信 義
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会副委員長	蔦 村 正 勝
委 員	下蒲刈町商工会会長	竹 内 美 智 三
委 員	下 島 区 長	宇 都 宮 杉 三
委 員	下蒲刈町女性団体連合会会長	伊 豆 本 悦 子

(顧 問)

顧 問	広島県呉地域事務所長	加 賀 美 和 正
-----	------------	-----------

呉市・下蒲刈町合併協議会名簿

区 分	呉 市		下 蒲 刈 町	
	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名
会 長	小笠原 臣 也	市 長		
副 会 長			竹 内 弘 之	町 長
第7条 1項1号委員	川 崎 初太郎	助 役	杉 原 裕	助 役
	赤 松 俊 彦	助 役		
第7条 1項2号委員	岩 原 椋	議 長	花 浦 照 広	議 長
	荒 川 五 郎	副 議 長	船 田 孝 敏	副 議 長
第7条 1項3号委員	中 田 清 和	特別委員会 委員長	船 田 信 義	特別委員会 委員長
	石 崎 元 成	特別委員会 副委員長	蔦 村 正 勝	特別委員会 副委員長
第7条 1項4号委員	岩 城 公 順	呉商工会議所 専務理事	竹 内 美智三	下蒲刈町 商工会会長
	吉 井 光 廣	呉市自治会 連合会理事	宇都宮 杉 三	下島区長
	三 戸 光 子	呉市女性連合 会副会長	伊豆本 悦 子	下蒲刈町女性 団体連合会会長
顧 問 　 広島県呉地域事務所長 加賀美 和正				

呉市・下蒲刈町合併協議会事務局名簿

平成14年4月4日

事務局長	呉市広域行政推進室長 新谷 昌弘	
事務局参事	呉市広域行政推進室次長 中本 克州	
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹 佐々木 寛	下蒲刈町参事 柴村 隆博 香川 逸志
事務局長補佐	呉市広域行政推進室主査 阿原 亨	下蒲刈町総務課課長補佐 花浦 錦司
事務局員	呉市広域行政推進室主事 道方 寿徳 野田 一生 小早川 洋	下蒲刈町総務課主任 狭間 泰成

計11名（呉市7名，下蒲刈町4名）

第 1 回 呉市・下蒲刈町合併協議会 報 告 事 項

- 報告第 1 号 呉市・下蒲刈町合併協議会規約について・・・・・・・・ 1 P
- 報告第 2 号 呉市・下蒲刈町合併協議会財務規程について・・・・ 3 P
- 報告第 3 号 呉市・下蒲刈町合併協議会事務局規程について・・ 5 P
- 報告第 4 号 呉市・下蒲刈町合併協議会委員等の報酬及び・・・・ 7 P
費用弁償に関する規程について
- 報告第 5 号 呉市・下蒲刈町合併協議会会議傍聴規程に・・・・ 8 P
ついて
- 報告第 6 号 任意協議会での協議内容について・・・・・・・・・・・・ 10 P

呉市・下蒲刈町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 呉市及び下蒲刈町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、呉市・下蒲刈町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、呉市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第13条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、呉市の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第2号 呉市・下蒲刈町合併協議会財務規程について

呉市・下蒲刈町合併協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、呉市・下蒲刈町合併協議会規約第14条の規定に基づき、呉市・下蒲刈町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、呉市・下蒲刈町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の議決を経たときには、当該予算の写しを速やかに呉市及び下蒲刈町に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会の既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、会議の議決を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の議決を経たときに、これを準用する。

（歳入歳出予算の款、項及び目の区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由のあるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預けなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

（予算の流用及び充当）

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき又は予備費の充当をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

（決算等）

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、会議の承認を経なければならない。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 4 日から施行する。ただし、協議会を設置した年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」と読み替えるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 納付金

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 協議会費	1 協議会費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第3号 呉市・下蒲刈町合併協議会事務局規程について

呉市・下蒲刈町合併協議会事務局規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・下蒲刈町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、呉市・下蒲刈町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の協議に係る資料の作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局参事
- (3) 事務局次長
- (4) 事務局長補佐
- (5) 事務局員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局参事は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受けて、所掌事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関する事。
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関する事。
- (3) 協議会の予算の調整及び決算に関する事。
- (4) 事務局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは，副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは，事務局長が代決する。

3 会長，副会長及び事務局長がともに不在のときは，事務局参事が代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称，形式，寸法，書体及び使用区分は，別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は，事務局長が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか，事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，事務局長が別に定める。

付 則

この規程は，平成14年4月4日から施行する。

別表(第8条関係)

公印の名称	呉市・下蒲刈町合併協議会会長之印	
形 式	<table border="1"><tr><td>呉市・下蒲 刈町合併 協議会 会長之印</td></tr></table>	呉市・下蒲 刈町合併 協議会 会長之印
呉市・下蒲 刈町合併 協議会 会長之印		
寸法(ミリメートル)	方30	
書 体	かい書	
使用区分	対外全般	

報告第4号 呉市・下蒲刈町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

呉市・下蒲刈町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・下蒲刈町合併協議会規約第15条の規定に基づき、呉市・下蒲刈町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額10,000円とする。ただし、呉市、下蒲刈町及びその他の地方公共団体の長及び常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために呉市及び下蒲刈町以外に出張をしたときは、費用弁償として呉市旅費条例(昭和26年呉市条例第94号)の規定により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、会長の属する市町の例によりこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成14年4月4日から施行する。

呉市・下蒲刈町合併協議会会議傍聴規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・下蒲刈町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴人数の制限)

第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 下駄及び木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙を行い、旗及び垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

報告第6号 任意協議会での協議内容について

「呉市・下蒲刈町合併問題協議会」での協議検討内容（まとめ）

区 分	協 議 事 項	協 議 検 討 内 容
〔平成13年〕 第1回協議会 (6月5日)	1 協議会の設置 2 規約, 事業計画, 今後のスケジュール	<p>1 協議会規約の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長：呉市長, 副会長：下蒲刈町長 ・委員構成：両首長, 助役, 両正副議長, (呉市) 総務水道委員会正副委員長 〔第2回目以降, 広域行政特別委員会〕 (下蒲刈町) 合併問題特別委員会正副委員長及び議員 以上, 呉市7名, 下蒲刈町9名 ・幹事会設置：市町の担当課長で構成 ・事務局：呉市広域行政推進室内 <p>2 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会, 幹事会の開催 ・市町の行政内容等現況調査 ・住民への啓発活動 ・建設計画素案の作成 <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会を設置し現況把握等の協議開始 ・協議内容をその都度協議会へ報告 ・課題等の抽出, 検討 ・平成14年春頃の法定協議会設置へ ・平成14年秋頃の合併調印, その後県知事への届出, 総務大臣への届出・告示, 平成15年春頃の合併へ
第2回協議会 (12月26日)	1 今後の取組方針 2 行政制度内容・ 課題の調整状況 3 まちづくりビジ ョンの作成方針	<p>1 合併に係る基本的な事項の確認</p> <p><u>合併方式</u> (編入する形での合併を進める。)</p> <p><u>合併時期</u> (平成15年春頃を目指す。)</p> <p><u>現役場の位置付け</u> (支所機能として新たに開設。規模, 機能については引き続き協議検討していく。)</p> <p><u>財産等の取扱い</u> (基本的にすべて持ち寄り方向で検討。)</p> <p><u>その他各種事務事業の取扱い</u> (協議・調整に当たっては, 基本的に呉市の行政制 度等に準拠していくような形で整理していく。)</p> <p>2 主な行政制度内容の説明及び協議方針 (別途調書作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方税</u>について

区 分	協 議 事 項	協 議 検 討 内 容
		<p>課税額や税率，賦課・徴収方法等は呉市に合わせて行くとともに，経過措置としての不均一課税についても，今後協議検討していく。</p> <p>・<u>福祉について</u></p> <p>呉市は福祉事務所を持っている。福祉サービス等は基本的に呉市に合わせ，今後協議調整していく。</p> <p>・<u>保健，医療について</u></p> <p>呉市は単独で保健所を持っている。保健サービスや医療サービス等は基本的に呉市に合わせ，今後協議調整していく。公立下蒲刈病院や健康管理センターのあり方についても，協議検討していく。</p> <p>・<u>ごみ，し尿処理について</u></p> <p>呉市は処理施設を持ち直営又は一部委託で対応。</p> <p>下蒲刈町は，安芸南部衛生組合（蒲刈町と構成）で収集処理されており，その取扱いについて，今後協議検討していく。</p> <p>・<u>経済振興について</u></p> <p>農林水産を中心に，商工・観光関係の施策内容等は基本的に呉市に合わせ，今後協議調整していく。</p> <p>・<u>まちづくり，港湾整備について</u></p> <p>下蒲刈町は都市計画区域未指定。</p> <p>「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく特色あるまちづくりに取り組んでおり，そのまちづくり方針を大切に引き継いでいく。</p> <p>港湾は県管理の蒲刈港，町管理の大地蔵漁港があり，整備等を今後協議検討していく。</p> <p>・<u>住宅政策について</u></p> <p>呉市は公営住宅や改良住宅を，下蒲刈町は町営住宅を整備している。</p> <p>呉市の住宅建設・購入等に係る貸付制度の適用や家賃等の調整等，今後協議検討していく。</p> <p>・<u>教育関係について</u></p> <p>学校教育環境や生涯学習機能の充実に向け，その内容等は基本的に呉市に合わせ，今後協議検討していく。</p> <p>下蒲刈町は学校給食が未実施であり，そのあり方や整備等を今後協議検討していく。</p> <p>・<u>コミュニティ - の振興について</u></p> <p>下蒲刈町は条例設置の区長制度。呉市自治会制度へのスムーズな移行に向けた取り組みや事前協議を行っていく。</p> <p>振興のための施策内容等は基本的に呉市に合わせ，今後協議検討していく。</p>

区 分	協 議 事 項	協 議 検 討 内 容
		<p>・文化，スポーツの振興について</p> <p>「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群（松濤園，蘭島閣美術館，白雪楼，昆虫館など）の管理運営等，引き続き協議検討していく。</p> <p>振興のための施策内容等は基本的に呉市に合わせ，今後協議検討していく。</p> <p>・高度情報化対応について</p> <p>呉市は産業情報の提供，庁内 LAN の実施や住民基本台帳・戸籍事務・印鑑登録・除籍事務等の電算化を実施している。</p> <p>呉市のシステムをベースに各種事務事業の電算処理システムの統一化に向け，今後協議検討していく。</p> <p>・上水道について</p> <p>呉市は地方公営企業事業として実施。</p> <p>下蒲刈町は特別会計で簡易水道事業を実施。事業運営や料金格差是正等を引き続き協議検討していく。</p> <p>・下水道について</p> <p>呉市は公共下水道事業で市内に処理場を持つ。</p> <p>下蒲刈町は特別会計で集落排水事業を実施。事業運営や使用料格差是正等を引き続き協議検討していく。</p> <p>・消防・救急体制について</p> <p>呉市は消防本部を持つ。下蒲刈町は常備消防未整備。常備消防配備や消防団組織の再編等，体制整備に向けて引き続き協議検討していく。</p> <p>・安芸灘大橋有料道路通行料軽減対策について</p> <p>町支援制度の継続を基本に協議検討していく。</p> <p>・町営バス運行事業，優待乗車制度について</p> <p>平成14年2月のバス事業規制緩和実施を考慮しながら，町内バス路線確保に向け，運行形態等について引き続き協議検討していく。</p> <p>呉市の優待乗車制度については，適用に向け協議調整していく。</p> <p>・使用料，手数料について</p> <p>・各種団体の取扱い</p> <p>・補助金等助成制度について</p> <p>基本的に呉市の制度に合わせ調整・適用していくが，その調整や統一までの移行措置について，今後協議検討していく。</p> <p>3 合併後のまちづくりビジョン作成方針</p> <p>平成9年策定の呉市第3次総合計画との整合性が図ら</p>

区 分	協 議 事 項	協 議 検 討 内 容
		<p>れるよう計画づくりをしていく。</p> <p>下蒲刈町が現在取り組んでいる、「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくりを引き続き活かした計画づくりをしていく。</p> <p>下蒲刈町は高齢化が進んでおり、福祉施策の充実を図っていく必要がある。</p>
<p>〔平成14年〕 第3回協議会 (2月5日)</p>	<p>1 主な検討事項 2 合併建設計画作成に当たって 3 法定協議会について 4 今後の取組予定</p>	<p>1 合併に向けての主な検討事項(7項目)</p> <p><u>公立下蒲刈病院の取扱い</u> 安芸灘諸島地域唯一の公的医療機関であり、地域医療の充実とともに、今後のあり方を引き続き協議検討していく。</p> <p>また、併設されている町健康管理センターも町民の保健・福祉の拠点となっており、呉市保健・福祉行政のあり方を含め、引き続き協議していく。</p> <p><u>消防関係</u> 常備消防・救急体制の整備に向けて、呉市消防行政や常備消防力を総合的に判断する中で、整備・手法等を引き続き協議検討していく。</p> <p><u>下水道関係及び一部事務組合の取扱い</u> 農業及び漁業集落排水事業として整備が進められており、事業の推進や使用料の格差是正等、その方法論などを引き続き協議検討していく。</p> <p><u>水道関係</u> 簡易水道事業として給水が行われており、事業の運営や料金の格差是正等、その方法論などを引き続き協議検討していく。</p> <p><u>町営バス等の運行</u> 町内路線バスやスクールバスの運行、また敬老・身障優待乗車制度について、その手法などを引き続き協議検討していく。(規制緩和に伴う「呉地域生活バス交通確保計画」の中での検討も合わせて行う。)</p> <p><u>安芸灘大橋の通行料支援(回数券の割引制度など)</u> 引き続き現行町制度を継続する方向で協議検討していく。</p> <p><u>ガーデンアイランド構想に基づく各種歴史文化施設群の管理運営</u> 町のまちづくりの根幹をなす「文化と歴史の掘り起こし」・「ガーデンアイランド構想」に基づいて整備されてきた歴史文化施設群の維持・管理運営等、その手法などを引き続き協議検討していく。(現在、町では</p>

区 分	協 議 事 項	協 議 検 討 内 容
		<p>財団法人の設立を検討されている。)</p> <p>2 合併建設計画作成に当たっての基本的な考え方や方針</p> <p><u>基本的な考え方</u></p> <p>下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく計画を継承するとともに、呉市の長期総合計画を踏まえて、両市町の速やかな一体化を促進するため、合併に伴う下蒲刈町地域のまちづくりビジョン・計画を策定していく。</p> <p><u>基本方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 呉市第3次長期総合計画と整合性を図っていく。 ・ 下蒲刈町のまちづくり方針を継承し、この特色を活かした計画づくりをしていく。 ・ 少子高齢化が進んでおり、定住促進及び福祉・保健施策の充実を図っていく。 <p><u>計画作成の概要(案)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況 ・ 合併の必要性と効果 ・ まちづくり基本方針 ・ まちづくり基本計画(施策分野ごとの事業計画) ・ 概算事業費(事業費の概算を集計) ・ 財政計画(将来財政構造を推計。概ね5～10年度) <p>3 法定協議会設置に向けて</p> <p>現在の任意協議会で、呉市・下蒲刈町の行財政状況や行政制度内容、合併後のまちづくり方針等の事前協議を重ねており、この成果をもとに、より具体的な協議を実施していくための場づくりとして、地方自治法や合併特例法に定められている合併協議会の設置が必要となる。</p> <p>(市長・町長の協議により、3月議会へ法定協議会設置議案を上程予定。4月初旬に合併協議会設置へ。)</p> <p>【参 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 2月28日；下蒲刈町臨時議会において合併協議会設置議案を可決。 * 3月 8日；呉市議会本会議において合併協議会設置議案を可決。

区 分	協 議 事 項	協 議 検 討 内 容
第 4 回協議会 (3 月 2 7 日)	1 法定協議会の設置に向けて 2 これまでの協議内容(まとめ) 3 法定協議会への協議事項(案)引き継ぎ 4 今後の取り組み	1 両市町議会で、法定協議会の設置がなされたことを報告。併せて、法定の合併協議会規約の概要を説明する。 2 昨年6月の任意協議会設置後、市町で協議検討してきた内容について、その概要(まとめ)を説明。 3 4月設置予定の法定協議会に引き継ぐ協議・確認事項(まとめ)を説明。 4 法定協議会の設置・協議を含め、今後の取り組みを説明。
平成 1 4 年 4 月以降	以上で、「呉市・下蒲刈町合併問題協議会」(任意)での調査研究及び話し合いを終え、4月に新たに設置される「呉市・下蒲刈町合併協議会」(法定)で、合併協定項目に従い具体的な協議を新たに始めていく。	

第 1 回 呉市・下蒲刈町合併協議会 議 案

議案第 1 号 平成 1 4 年度呉市・下蒲刈町合併協議会予算・・・ 1 P
について

議案第 2 号 呉市・下蒲刈町合併協議会運営規程について・・・ 5 P

議案第1号 平成14年度呉市・下蒲刈町合併協議会予算について

平成14年度呉市・下蒲刈町合併協議会予算

平成14年度呉市・下蒲刈町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		10,000
	1 負担金	10,000
2 諸収入		10
	1 預金利子	1
	2 雑入	9
歳入合計		10,010

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		9,910
	1 協議会費	9,910
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		10,010

平成14年度呉市・下蒲刈町合併協議会予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	予算額
1 分担金及び負担金	10,000
2 諸収入	10
合計	10,010

歳出

単位：千円

款	予算額
1 協議会費	9,910
2 予備費	100
合計	10,010

2 歳 入

単位：千円

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	10,000		10,000	
1 負担金	10,000		10,000	
1 負担金	10,000	市町負担金	10,000	呉 市 5,000 下蒲刈町 5,000
2 諸収入	10		10	
1 預金利子	1		1	
1 預金利子	1	歳計現金預金利子	1	
2 雑入	9		9	
1 納付金	9	労働保険納付金	9	臨時職員分
歳 入 合 計	10,010		10,010	

3 歳 出

単位：千円

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	9,910		9,910	
1 協議会費	9,910		9,910	
1 協議会費	9,910	0 1 報酬	1,120	協議会委員報酬
		0 4 共済費	34	臨時職員分
		0 7 賃金	1,610	臨時職員 1 名
		0 9 旅費	1,530	費用弁償，普通旅費
		1 1 需用費	3,634	合併特集パンフレット作成， 会議費用等
		1 2 役務費	383	通信運搬費等
		1 3 委託料	1,500	建設計画作成業務
		1 4 使用料及 び賃借料	99	複写機使用料等
2 予備費	100		100	
1 予備費	100		100	
1 予備費	100		100	
歳 出 合 計	10,010		10,010	

議案第2号 呉市・下蒲刈町合併協議会運営規程について

呉市・下蒲刈町合併協議会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市・下蒲刈町合併協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

(表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長及び会長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動を行ってはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(顧問)

第10条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とし、その報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

5 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成14年4月4日から施行する。

第 1 回

呉市・下蒲刈町合併協議会 協議事項

協議第 1 号 法定協議会での協議事項について・・・・・・・・・・ 1 P

協議第 2 号 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・ 6 P

(参考資料)

資料 1 任意協議会と法定協議会について・・・・・・・・・・ 7 P

資料 2 「市町村の合併の特例に関する法律・・・・・・・・・・ 8 P
(合併特例法)」(昭和 4 0 年法律第 6 号) の概要

資料 3 合併形態による相違点・・・・・・・・・・ 1 0 P

資料 4 市町村合併の手続きの概要・・・・・・・・・・ 1 1 P

資料 5 呉市及び下蒲刈町行政機構図・・・・・・・・・・ 1 2 P

協議第 1 号 法定協議会での協議事項について

呉市・下蒲刈町の合併協定項目一覧（案）

	合併協議事項	内 容	参 考	協議状況・調整方針								
1	合併の方式	合併の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・編入合併又は新設合併。 ・合併の形態により，市の名称・首長・議会議員・農業委員会委員・条例規則等の取扱いが違ってくる。 ・合併は，地方自治法第 7 条の市町村の配置分合及び境界変更に係る所定の手続きが必要である。 （別添，総務省資料参考） 									
2	合併の時期	合併の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会の進行に合わせ適当な時期を決定していく。 ・合併の効力は，総務大臣の告示により発生する。 （別添，総務省資料参考） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔最近の合併市町村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市(新潟市・黒埼町) H13. 1. 1 ・潮来市(潮来町・牛堀町) H13. 4. 1 ・大船渡市(大船渡市・三陸町) H13.11.15 </div>									
3	財産及び公の施設の取扱い	町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金など	<ul style="list-style-type: none"> ・町が持っている財産や公の施設を新市に引き継いでいく。 									
4	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例法第 6 条・第 7 条に取扱規定あり。 ・定数特例（選挙区を設けての増員選挙）など。 ・平成 1 4 年 3 月現在の議員数及び任期（ 4 年間）； <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>呉 市</td> <td>3 4 人 (4 4 人) , ~ 平成 1 5 年 4 月 3 0 日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>1 0 人 (1 2 人) , ~ 平成 1 5 年 4 月 2 9 日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・合併問題に関する特別委員会の設置状況； <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>呉 市</td> <td>広域行政対策特別委員会 (1 2 人) H13.12 設置</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>市町村合併問題調査特別委員会 (5 人) H13. 6 設置</td> </tr> </table>	呉 市	3 4 人 (4 4 人) , ~ 平成 1 5 年 4 月 3 0 日	下蒲刈町	1 0 人 (1 2 人) , ~ 平成 1 5 年 4 月 2 9 日	呉 市	広域行政対策特別委員会 (1 2 人) H13.12 設置	下蒲刈町	市町村合併問題調査特別委員会 (5 人) H13. 6 設置	
呉 市	3 4 人 (4 4 人) , ~ 平成 1 5 年 4 月 3 0 日											
下蒲刈町	1 0 人 (1 2 人) , ~ 平成 1 5 年 4 月 2 9 日											
呉 市	広域行政対策特別委員会 (1 2 人) H13.12 設置											
下蒲刈町	市町村合併問題調査特別委員会 (5 人) H13. 6 設置											

5	農業委員会の取扱い	委員の定数及び任期	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。 選挙による委員の在任特例や、現在の市町区域ごとに委員会を設置するなど。 平成14年3月現在の委員数及び任期(3年間); <table border="1" data-bbox="936 405 1760 480"> <tr> <td>呉市</td> <td>22人(うち選任16人), ~平成14年7月31日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>14人(うち選任10人), ~平成14年7月19日</td> </tr> </table>	呉市	22人(うち選任16人), ~平成14年7月31日	下蒲刈町	14人(うち選任10人), ~平成14年7月19日									
呉市	22人(うち選任16人), ~平成14年7月31日															
下蒲刈町	14人(うち選任10人), ~平成14年7月19日															
6	地方税の取扱い	個人町民税, 法人町民税, 固定資産税, 特別土地保有税, 軽自動車税, たばこ税, 都市計画税など	<ul style="list-style-type: none"> 税目や税率の違いを調整していく。 合併特例法第10条に取扱規定あり。 急激な変化への対応措置として, 3年間の不均一課税が認められている。 <table border="1" data-bbox="909 663 1744 810"> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>呉市(2,500円)</td> <td>下蒲刈町(2,000円)</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>呉市(14.7%)</td> <td>下蒲刈町(12.3%)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>呉市(1.5%)</td> <td>下蒲刈町(1.4%)</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>呉市(0.2%)</td> <td>下蒲刈町(課税なし)</td> </tr> </table> <p>(詳細は, 別紙のとおり。)</p>	住民税均等割	呉市(2,500円)	下蒲刈町(2,000円)	法人税割	呉市(14.7%)	下蒲刈町(12.3%)	固定資産税	呉市(1.5%)	下蒲刈町(1.4%)	都市計画税	呉市(0.2%)	下蒲刈町(課税なし)	
住民税均等割	呉市(2,500円)	下蒲刈町(2,000円)														
法人税割	呉市(14.7%)	下蒲刈町(12.3%)														
固定資産税	呉市(1.5%)	下蒲刈町(1.4%)														
都市計画税	呉市(0.2%)	下蒲刈町(課税なし)														
7	一般職の職員の身分の取扱い	町職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第9条に取扱規定あり。 編入合併の場合, 町の一般職の職員は失職するが, 引き続き市の職員として身分が保障される。 平成13年4月1日現在の普通会計職員数; <p>呉市: 1,815人 下蒲刈町: 58人</p>													
8	特別職の身分の取扱い	特別職(町長, 助役, 収入役, 教育長, 行政委員会, 審議会委員など)について	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法に特に取扱規定はない。 編入合併の場合, 町の特別職は失職するが, 取扱いは, 協議会で協議する必要がある。 両市町長の任期; <table border="1" data-bbox="936 1214 1496 1289"> <tr> <td>呉市長</td> <td>~平成17年11月18日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町長</td> <td>~平成16年2月4日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 下蒲刈町には, 「美術館等運営審議会」や「公立下蒲刈病院薬事委員会」など, 町独自の審議会・委員会がある。 	呉市長	~平成17年11月18日	下蒲刈町長	~平成16年2月4日									
呉市長	~平成17年11月18日															
下蒲刈町長	~平成16年2月4日															

9	行政組織機構の取扱い	行政組織，機構	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の町役場の位置づけや組織体制のあり方等を決めていく必要がある。 (両市町の行政機構図は，別紙のとおり。) 	
10	一部事務組合等の取扱い	安芸南部衛生組合，安芸郡滞納整理組合，呉広域行政事務組合，広島県町村退職手当組合，町村議員共済組合，その他協議会など	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴い町の法人格が消滅するため，広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上，その取扱いを決めていく必要がある。 町独自の一部事務組合として，「安芸南部衛生組合」がある。 (蒲刈町の2町で構成。し尿・ごみ処理を共同で実施。下蒲刈町内にし尿処理施設，蒲刈町内にごみ処理・保管施設を持つ。) 	
11	使用料・手数料等の取扱い	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道(集落排水)使用料など	<ul style="list-style-type: none"> 両市町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について，使用料や手数料が違う場合，あらかじめその取扱いについて調整を図っておく必要がある。 戸籍，住民票等の交付手数料にはほとんど違いはないが，文化，スポーツ等の各種施設使用料には独自性があり，違いが見られる。 水道料金や下水道(集落排水)使用料には，基本的な違いがある。 (詳細は，別紙のとおり。) 	
12	公共的団体等の取扱い	社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，女性会，老人クラブ連合会，文化協会，体育協会など	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第16条に，公共的団体等(農協，漁協，商工会，女性会等)は，市町の合併に際しては，一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備に努めなければならないとある。 	
13	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	商工会，老人クラブ連合会，女性会，子ども会等補助金など	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体に交付している補助金や交付金は，合併に際して制度の調整が必要になる。過去の経緯や実情を考慮しその必要性や効果性，さらに財政状況等に配慮しつつ取扱いについて検討していく必要がある。 	
14	町字名の取扱い	町名の調整	<ul style="list-style-type: none"> 町名及び字名は，地域の歴史や文化がしみ込んだ住民に大変愛着が深いものであり，町の意向を尊重して決めていくことになる。 	
15	慣行の取扱い	町の花木，出初式，成人式，各種行事など	<ul style="list-style-type: none"> 各種慣行については，地域の伝統文化との結びつきが強くしっかり受け継いでいくべきものであるが，新市の一体性の確保という観点から，統一できるものはできるだけ早く統一していくことが必要である。 	

16	各種事務事業の取扱い		市町の合併に際し、住民生活に支障等を来さないように行政の事務・事業（福祉，保健，医療，衛生，経済振興，まちづくり，学校教育，生涯教育，上・下水道，消防・救急，バス運行など）を事前に調整する必要がある。 ジャンル別に個々の協議調整が必要となる。（調整方針の確認）	
	1 福祉制度	児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など	（別紙，資料参照）	
	2 国民健康保険事業	賦課方式，料(税)率，給付内容など	（別紙，資料参照）	
	3 介護保険事業	保険料，給付・提供サービス内容など	（別紙，資料参照）	
	4 保健・医療制度	各種保健事業，予防，救急医療，公立下蒲刈病院，健康管理センターなど	（別紙，資料参照）	
	5 環境事業	し尿・ごみ収集処理方法や体制，助成制度，安芸南部衛生組合，火葬場など	（別紙，資料参照）	
	6 商工業・観光の振興	振興事業，助成・融資事業，雇用福祉，広域観光など	（別紙，資料参照）	
	7 農林水産業の振興	基盤整備，振興事業など	（別紙，資料参照）	
	8 まちづくり建設事業	道路，公園，住宅，都市計画，港湾など	（別紙，資料参照）	
	9 教育・文化・スポーツの振興	幼児教育，学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など	（別紙，資料参照）	
	10 コミュニティの振興	自治組織，広報・広聴活動，相談事業など	（別紙，資料参照）	
	11 水道事業	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など	（別紙，資料参照）	

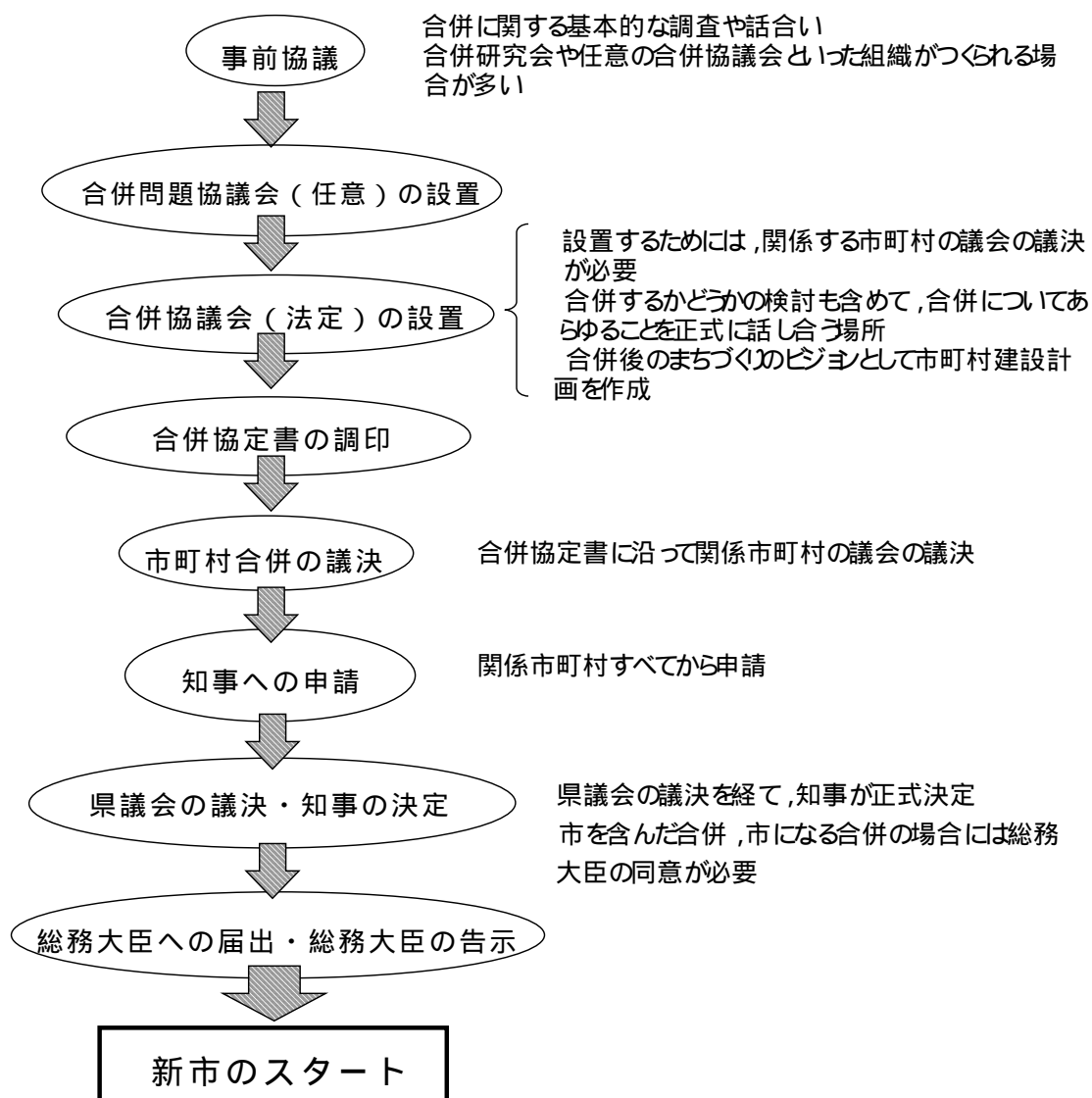
12	下水道事業	使用料，助成制度，基盤整備 ・維持補修など	(別紙，資料参照)	
13	消防・防災体制 整備	消防・救急体制，消防団の取 扱い，防災対策，交通安全対 策など	(別紙，資料参照)	
14	バス運行事業	路線バス確保，敬老優待助成 制度など	(別紙，資料参照)	
15	安芸灘大橋有料 道路通行料金軽減 対策事業	通行回数券購入に対する助成 (通勤，通学など)	(別紙，資料参照)	
16	電算システムの 取扱い	電算処理システムの統一，情 報化推進など	(別紙，資料参照)	
17	市町村建設計画	合併後のまちづくりビジョ ン，事業計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例法第5条に規定されている。 ・市町の合併に際し，住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し，合併に関する判断材料を提供するという役割と，いわゆる合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものである。 また，市町建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることになっている。	

呉市・下蒲刈町合併協議会のスケジュール（案）

年月日	内 容
[平成14年]	
2月28日	下蒲刈町議会において法定協議会設置議案可決
3月 8日	呉市議会において法定協議会設置議案可決
"	法定協議会設置に関する協議書を締結
4月4日	呉市・下蒲刈町合併協議会（法定）設置 規約，推進体制の確認及び今後の進め方協議 合併協定項目に沿った協議項目の決定 今後のスケジュールの確認
4月下旬	第 2 回法定協議会 ・ 合併協定項目協議・・・基本項目等（項目番号 1 ～ 1 5 ） ・ 建設計画・・・策定方針，将来像
5月中旬	第 3 回法定協議会 ・ 合併協定項目協議・・・協定項目（項目番号 ～ ） ・ 建設計画・・・素案協議，財政計画報告説明
6月上旬	第 4 回法定協議会 ・ 合併協定項目協議・・・協定項目（項目番号 ～ ） ・ 建設計画・・・広島県協議提示案の確認
6月下旬	第 5 回法定協議会 ・ 合併協定項目協議・・・協定項目（項目番号 ～ ） ・ 建設計画・・・広島県の回答を受けて調整
7月中旬	第 6 回法定協議会 ・ 合併協定項目協議・・・最終協議 ・ 建設計画・・・最終案確認
8月上旬	第 7 回法定協議会
"	合併調印
9月	両市町議会議決 県知事へ合併申請
12月	広島県議会議決 広島県知事の決定と総務大臣への届出
[平成15年]	
3月	総務大臣合併告示 下蒲刈町閉庁式
4月頃	呉市・下蒲刈町合併施行（目標）

任意協議会と法定協議会について

区 分	任 意 協 議 会	法 定 協 議 会
根 拠 法 令	なし	地方自治法第252条の2 合併特例法第3条
議 会 手 続 き	なし	議会の議決が設置要件
県 へ の 手 続 き	なし	県知事への設置の届出
法 人 格	なし	なし
役 割	合併問題に関する調査検討 新市町村の将来構想の作成等 地域住民の意思形成	市町村建設計画の作成 合併協定項目に関する協議等
構 成 メ ン バ ー	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者



資料 2

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和 40 年法律第 6 号）の概要

（平成 17 年 3 月 31 日までに行われた市町村の合併について適用）

1 趣旨（第 1 条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第 3 条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。

3 住民発議制度（第 4 条、第 4 条の 2）

有権者の 50 分の 1 以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

4 市町村建設計画（第 5 条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

5 市となるべき要件の特例（第 5 条の 2、第 5 条の 3、附則第 2 条の 2）

平成 16 年 3 月 31 日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口 3 万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4 万以上とする（連たん要件等の人口以外の要件は必要）。

なお、市の全域を含む区域をもって平成 17 年 3 月 31 日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会（第 5 条の 4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第 6 条、第 7 条）

(1) 新設合併の場合

定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の 2 倍まで定数増（最初の任期）

在任特例を活用する場合

合併前の議員が 2 年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能
さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例**（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例**（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い**（第9条）

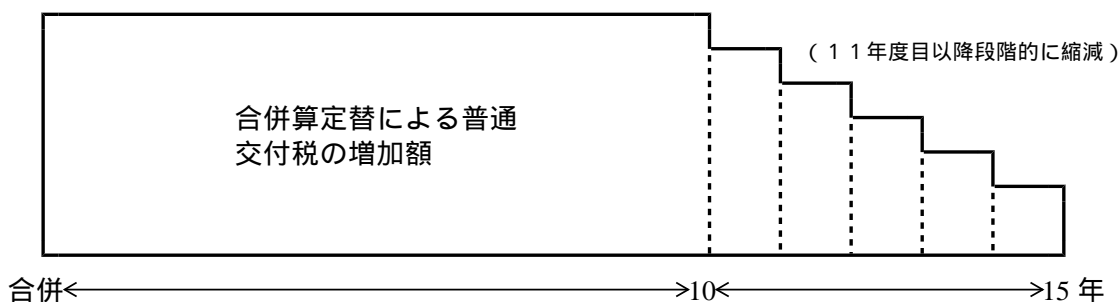
一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **地方税の不均一課税**（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一の課税を行うことができる。

12 **地方交付税の額の算定の特例**（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



13 **地方債の特例等**（第11の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立等で特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等

地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

14 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例**（第13条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

15 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例**（第14条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

16 **国、都道府県等の協力等**（第16条）

(1) 国の役割

都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

17 **合併協議会設置の勧告**（第 16 条の 2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

18 **特別区に関する特例**（第 17 条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項）を除き、特別区にも適用される。

19 **罰則**（第 18 条、第 19 条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

【参考】過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）（平成 12 年法律第 15 号）上の合併特例

（平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第 33 条第 2 項）

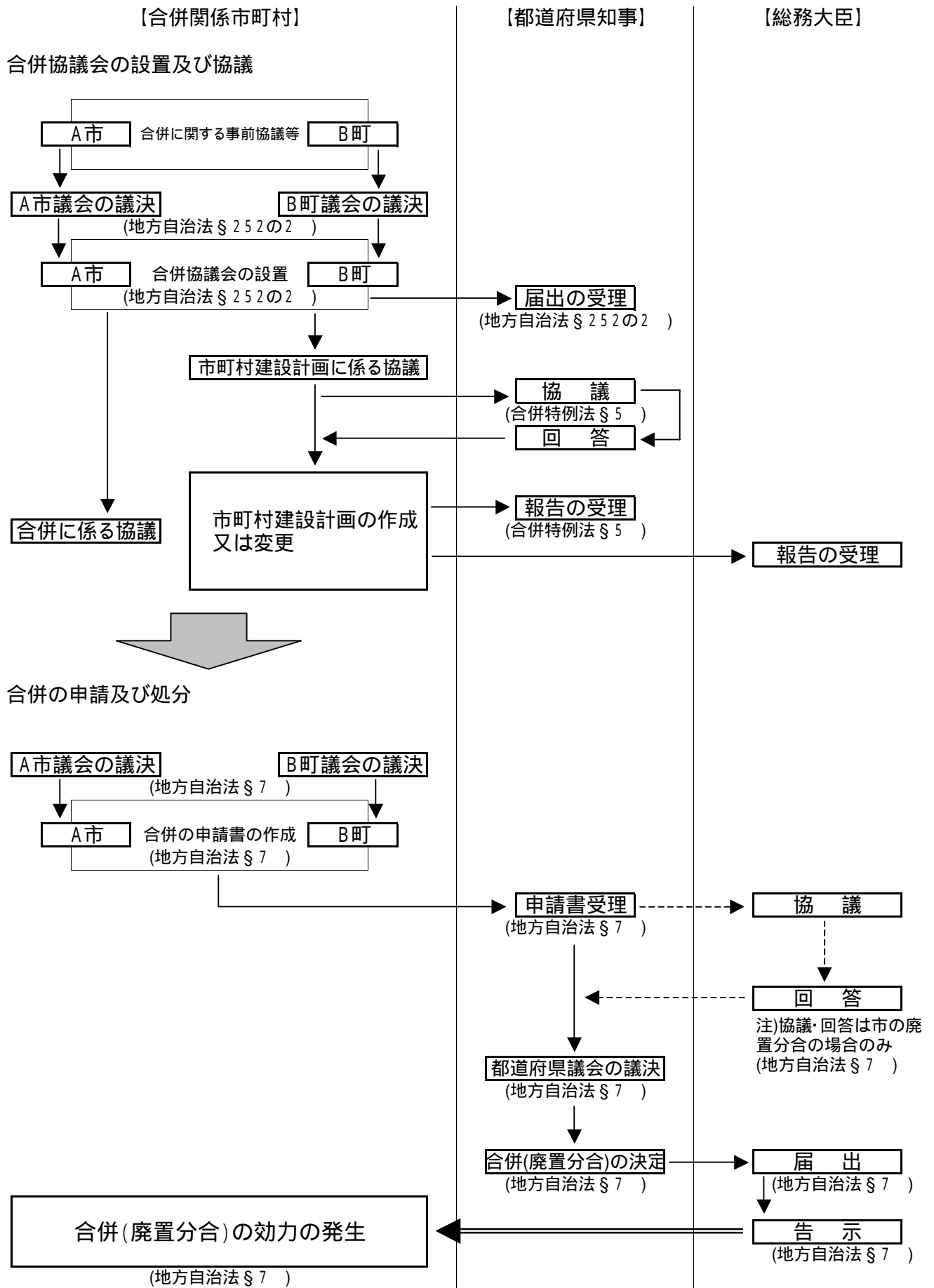
過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち、旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

合併形態による相違点

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
合併市町村の名称		編入する市町村の名称。	新たに定める。
事務所の位置		編入する市町村の事務所の位置が一般的。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し，編入される市町村の議員は身分を失う。（地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができ，任期は編入する市町村の議員の残任期間）	(1)合併関係市町村の議員は身分を失う。 (2)地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い，新議員を選出。任期は設置選挙の日から4年。
	特 例	（定数特例） 編入する市町村議会の議員の任期相当期間について，人口に応じ，合併市町村の議員定数を増加し，編入される市町村の区域ごとに選挙区を設け定数配分が可能。 （在任特例） 編入される市町村議会の議員で合併市町村議会の被選挙権を有する者について，編入する市町村議会の議員の残任期間相当在任可能。 合併時に特例制度を適用の場合，合併後最初に行われる一般選挙について定数特例の適用が可能。	（定数特例） 設置選挙により選出される議員の任期に限り法定数の2倍まで増員可能。 （在任特例） 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者は，全員2年以内の間引き続き在任可能。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員は身分を失い，編入する市町村の委員はそのまま在任	合併関係市町村の委員は身分を失い，選挙及び選任により新たに委員を選出
	特 例	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の委員の被選挙権を有する者は，40人までの範囲で編入する市町村の委員の在任期間在任可能。	合併関係市町村の選挙による委員のうち，合併市町村の委員の被選挙権を有する者は，10～80人の範囲で1年以内の間在任可能。
特別職		編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は全員失職する。（新市の首長は選挙により選出。助役等は新たに任命。）
一般職の職員		編入される市町村の職員は，全員編入する市町村に引き継がれる。	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職し，全員合併市町村に引き継がれる。
条例・規則		編入される市町村の条例・規則は失効し，編入する市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し，合併市町村において新たに制定することとなる。
建設計画の作成		少なくとも，編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。

（注）農業委員会の委員については，合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。

市町村合併の手続きの概要



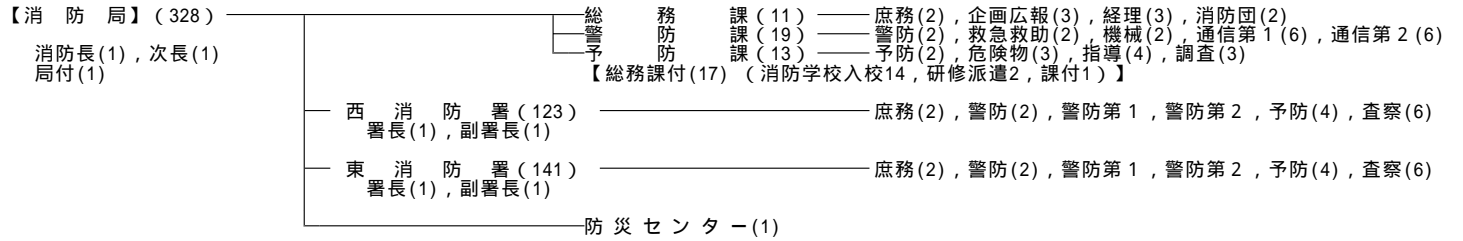
・市長事務部局

(14部7所場50課138係(9支所, 14保育所は除く。))

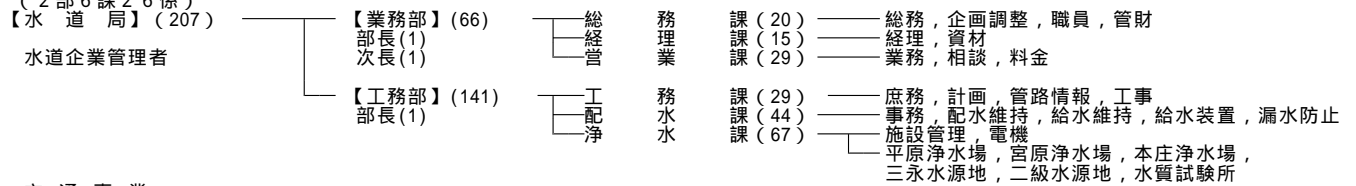
課長(次長, 参事補の兼務を含む。)は, 課職員数に含めるが, 係の職員数には含めない。



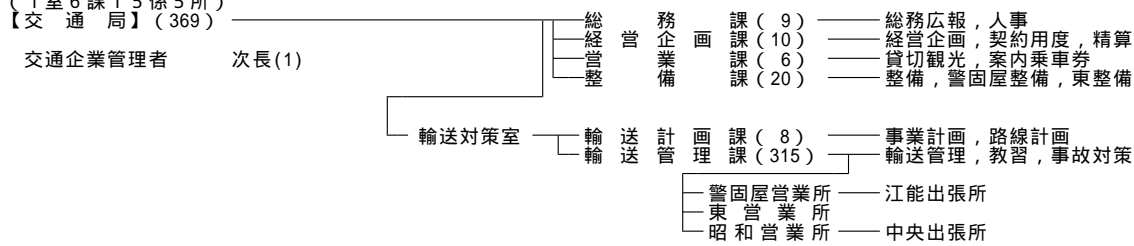
・消 防



・水道事業



・交通事業



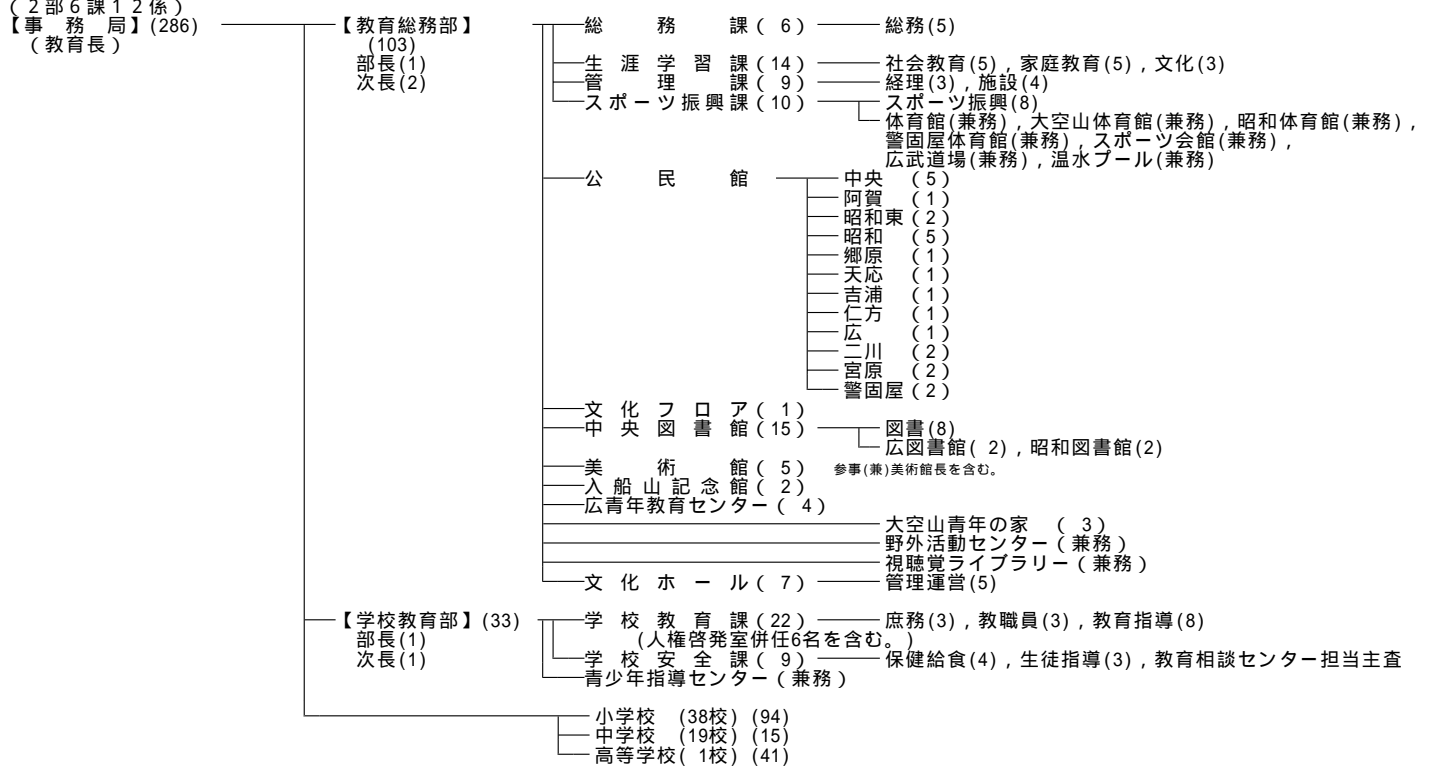
・国民宿舎事業

国民宿舎音戸ロッジ(18)

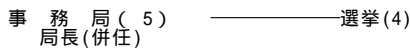
・議 会



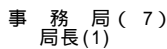
・教育委員会



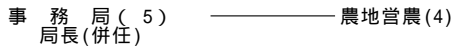
・選挙管理委員会



・監査委員



・農業委員会



・公平委員会

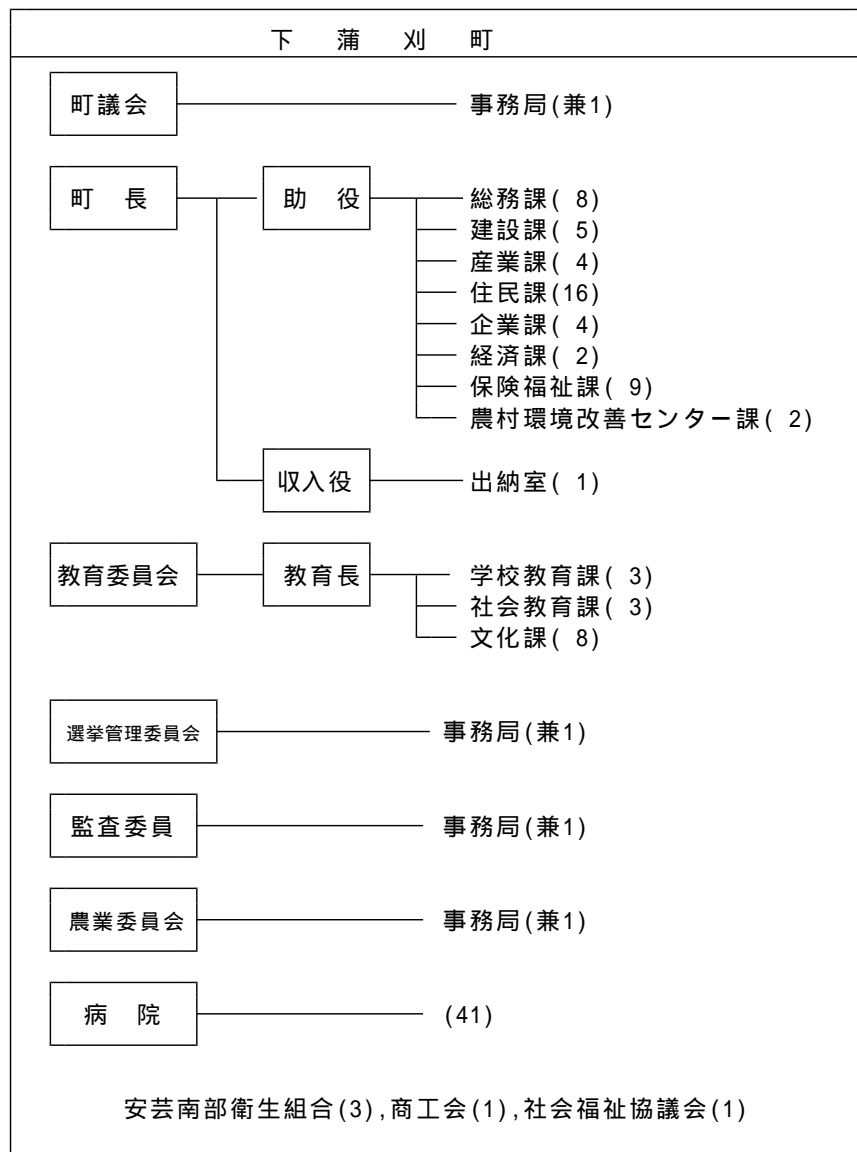


・固定資産評価審査委員会

【職員数調べ】

区 分	職員定数(人)	職員現員数(人)
市長事務局の職員	1	3
消防局の職員	40	32
水道局の職員	3	2
交通局の職員	7	6
国民宿舎事務局の職員	2	1
議会事務局の職員	1	1
教育委員会事務局の職員	3	2
選挙管理委員会事務局の職員	1	0
監査事務局の職員	7	7
農業委員会事務局の職員	9	5
公平委員会事務局の職員	1	0
合 計	3,028	2,554

市長・助役・収入役・企業管理者・教育長は職員数に含まない。



組織機構図及び職員数に関する調べ

1 職員数

(H13.4.1現在)

部 局 名	定 数	職 員 数
町長の事務部局の職員 (保育所, 定期輸送事業, 農村環境改善センターの職 員を含む)	48	47
議会の事務局の職員	1	(1)
教育委員会の職員	15	14
農業委員会の職員	1	(1)
監査委員会の職員		
選挙管理委員会の職員	1	(1)
簡易水道事業	3	4
病院事業	49	41
その他(出向職員)		5
合 計	118	111

2 職階制

(H13.4.1現在)

区 分	人 数
課 長	17
病院(医師)	4
補 佐	5
その他職員	85